

出張作業・訪問サービス作業同意書

本同意書は、住宅、事業所その他の場所出張作業または訪問サービスを受ける者（以下「利用者」といいます。）が、当該作業を提供する事業者、団体または担当者（以下あわせて「事業者」といいます。）から、作業内容、料金、安全上の注意、追加作業、損害対応および完了確認等について説明を受け、その内容を理解したうえで作業の実施に同意するためのものです。

第1条（適用範囲、個別作業条件および訪問）

- 1 本同意書は、清掃、修理、取付け、交換、組立て、設置、移設、撤去、点検、採寸、撮影、配送補助、IT機器・通信環境の設定その他利用者が指定または承諾した場所で行う作業（以下「本作業」といいます。）に適用します。
- 2 本作業の内容、対象物、訪問先、日時、担当者、予定時間、料金、部品・材料、駐車費、出張費、保証その他の個別条件は、申込ページ、予約画面、見積書、作業指示、電子メール、メッセージまたは訪問前の案内により確認された内容によります。
- 3 個別条件と本同意書の内容が異なる場合は、法令に反しない範囲で、利用者が作業開始前に確認できた個別条件が優先します。利用者に不利な重要変更は、変更内容を説明し、利用者が承諾した場合に限り適用されません。
- 4 利用者は、訪問先、連絡先、対象物の種類・状態、希望する作業、建物への入館方法、駐車・搬入条件その他本作業に必要な事項を、知る範囲で正確に伝えます。重要な変更がある場合は訪問前に事業者へ知らせます。
- 5 事業者は、交通、天候、前作業、資材、入館手続その他の事情により到着時刻が前後する場合、判明後できるだけ速やかに利用者へ連絡します。利用者の予定に重要な影響がある場合、双方は開始時刻の変更または再訪問を確認します。
- 6 利用者または権限を有する代理人は、原則として訪問時に対応し、作業内容、対象物および作業場所を確認します。立会いを要しない方法を事前に合意した場合、その入退室、鍵、連絡および完了確認の方法に従います。

第2条（作業場所への立入り、依頼権限および事前確認）

- 1 利用者は、本作業を依頼し、事業者を訪問先へ立ち入らせ、対象物に作業させるために必要な所有権、使用権限、管理権限または正当な承諾を有することを確認します。
- 2 賃貸物件、共用部、勤務先、店舗、管理施設その他第三者が管理する場所で、所有者、貸主、管理者または施設の承諾が必要な場合、利用者は作業開始前に必要な確認を行います。事業者は、承諾の有無が不明な場合、作業を保留できます。
- 3 事業者は、案内された作業場所、通路、設備および対象物に限って立ち入り、利用者の承諾なく私室、収納、端末、書類その他本作業と関係しない場所または情報へアクセスしません。
- 4 利用者および事業者は、作業開始前に、対象物、周囲、床・壁、配線・配管、既存の傷・汚れ・故障、搬入経路その他作業結果または安全に影響する事項を、目視その他合理的な方法で確認します。
- 5 既存状態、作業前後の差異または完了結果を確認するため、事業者は、利用者へ目的を説明したうえで必要な範囲の写真または動画を作業記録として撮影することがあります。記録を広告またはSNSに利用する場合は、別途同意を取得します。
- 6 利用者は、作業場所周辺の現金、貴重品、壊れやすい物、重要書類、個人情報、ペットその他本作業に不要な物を移動または保護します。移動が困難な物がある場合、作業前に事業者へ伝え、双方で保護方法を確認します。

第3条（作業内容の変更、追加作業および安全管理）

- 1 事業者は、現地確認により、申込時に把握できなかった故障、腐食、下地、配線・配管、寸法、建物構造、安全上の問題その他追加対応が必要な事情を発見した場合、その内容を利用者へ説明します。
- 2 作業内容、部品、材料、方法、料金または完了予定が変わる場合、事業者は、可能な範囲で変更理由、追加費用および影響を作業前に示し、利用者の承諾を得ます。利用者の承諾なく有償の追加作業を開始しません。

- 3 人命、火災、漏水、感電、情報漏えいその他重大な損害を防止するため直ちに措置が必要な場合、事業者は、安全確保のため必要最小限の停止、遮断、養生その他の応急措置を行うことがあります。恒久対応および費用は、状況を説明したうえで確認します。
- 4 事業者は、本作業の内容に応じて、工具・機材の点検、養生、立入管理、転倒・落下・感電・火災防止、換気、衛生、保護具その他合理的な安全管理を行います。利用者は、事業者から案内された安全上の注意に協力します。
- 5 利用者は、子ども、ペット、同居人、従業者その他の者が作業区域へ不用意に立ち入らないよう配慮し、危険物、感染症、害虫、動物、喫煙、強い臭気その他作業者の安全または衛生に影響する事項を事前に知らせます。
- 6 法令違反、必要資格の不足、危険な設備・環境、暴力・威圧・ハラスメント、衛生上重大な問題その他安全かつ適法な作業が困難な場合、事業者は本作業を中止、延期または変更できます。料金の取扱いは、中止原因、実施済み作業、出張・準備費用および各当事者の責任に応じて合理的に判断します。

第4条(設備・データ、駐車・材料および廃棄物)

- 1 本作業に電気、水道、ガス、通信回線、駐車・搬入設備その他訪問先の設備を使用する必要がある場合、事業者は利用者へ説明し、案内された範囲で使します。利用者は、安全に使用できる設備を提供し、既知の不具合を知らせます。
- 2 パソコン、スマートフォン、ネットワーク機器、アカウントまたはデータを取り扱う場合、利用者は、重要データを事前にバックアップし、必要な認証情報を安全な方法で入力または一時提供します。事業者は、本作業に必要な範囲を超えてデータを閲覧、複製または利用しません。
- 3 設定変更、初期化、部品交換、ソフトウェア更新その他データまたは動作に影響する作業は、想定される影響を説明したうえで行います。事業者は合理的な注意を払い、自己の故意または過失により生じた損害について法令上の責任を負います。
- 4 利用者は、事前案内に従い、事業車両の駐車場所、搬入経路、入館手続、エレベーター、作業時間の制限その他訪問先の利用条件を事業者へ案内します。私道、共用部または有料駐車場を利用する場合、必要な許可および費用の取扱いを確認します。
- 5 事業者が持ち込む工具、部品および材料は、案内された本作業のために使します。利用者が支給した部品、材料または機器を使用する場合、事業者は適合性を確認し、使用が困難または危険なときは理由を説明します。
- 6 交換部品、梱包材、ごみ、汚水、残材その他本作業により生じる物の処分は、見積りまたは事前案内によります。法令、施設ルールまたは安全上の理由により処分できない物は、利用者へ返却し、または別の処分方法を案内します。

第5条(料金、キャンセルおよび再訪問)

- 1 利用者は、見積りまたは申込時に案内された作業料、部品・材料費、出張費、駐車費、処分費その他の費用を、案内された期日および方法で支払います。追加費用は、第5条に従い利用者が承諾した範囲に限ります。
- 2 利用者による日時変更、キャンセル、不在、入館不能または作業場所を確保できない場合の出張費・キャンセル料は、予約確定前に表示された条件および事業者に通常生じる合理的な損害の範囲によります。
- 3 一度の訪問で完了できない場合、事業者は、理由、現在の状態、必要な部品・作業、再訪問時期および追加費用の有無を説明します。事業者の責任による不備の是正に必要な再訪問について、利用者に不合理な費用を負担させません。

第6条(事故、損傷および個人情報)

- 1 事故、けが、火災、漏水、破損、汚損、データ消失、第三者への影響その他異常が発生し、または発見された場合、利用者および事業者は、被害拡大防止を優先し、発生時刻、場所、状況、関係者および対象物等を確認します。

- 2 事業者または作業者の故意もしくは過失により損害が生じた場合、事業者は、既存の傷、通常損耗、対象物の経年劣化、隠れた不具合その他本作業前から存在した原因を区別し、自己の責任範囲に応じて修理、交換、保険対応その他合理的な方法で対応します。
- 3 事業者は、氏名、連絡先、訪問先、予約・作業内容、写真、対象機器、問い合わせその他の情報を、本作業、連絡、会計、保証、事故・苦情対応に必要な範囲で利用し、作業と無関係な私生活上の情報を口外または目的外利用しません。

第7条（作業完了、確認および不具合対応）

- 1 事業者は、本作業の完了時に、実施内容、交換・設定した事項、残る制限、注意事項、取り外した部品、清掃状況その他利用者が確認すべき事項を説明します。利用者または代理人は、可能な範囲で動作、外観および作業場所を確認します。
- 2 完了時に確認できる不具合、未作業または合意内容との差異がある場合、利用者は事業者へ伝えます。事業者は、対象箇所を確認し、自己の責任範囲に応じて、その場での是正、再訪問、部品手配、料金調整その他合理的な対応を案内します。
- 3 完了後に、通常の確認では発見できなかった本作業との不適合が判明した場合、利用者は判明後合理的な期間内に事業者へ知らせます。保証期間および対象が事前に案内されている場合はその条件に従い、法令上認められる利用者の権利は影響を受けません。

第8条（法令上の権利、責任および同意の確認）

- 1 本作業の申込みまたは契約が訪問販売、通信販売その他特定商取引法等の対象となる場合、事業者は法定書面、表示、クーリング・オフ、取消しその他必要な手続きを行い、当該法令上の権利は本同意書に優先します。
- 2 本同意書は、事業者の故意または過失、債務不履行、安全管理上の不備その他事業者が法令または契約上負う責任を免除するものではなく、消費者契約法その他の法令により認められる利用者の権利を制限するものではありません。
- 3 利用者は、本作業、個別条件、作業場所、追加作業、料金、安全管理、損害対応および完了確認について説明を受け、不明点を質問する機会を得たうえで、自らの意思により本作業の実施に同意します。
- 4 電子的に同意する場合、事業者は、同意者の氏名、連絡先、同意日時、訪問先・予約・作業内容を識別する情報、対象文書の版および同意操作に関する記録を保存します。

以上

私は、上記各条項および案内された個別作業条件を確認し、訪問先で本作業が実施されることに同意します。

同意日：____年 ____月 ____日

利用者氏名（署名）：_____